○原子力災害警備計画

平成16年12月15日

備　第　６６９号

警　察　本　部　長

原子力災害警備計画の制定について（通達）

この度、原子力災害発生時における迅速的確な警察活動の実施を図るため、みだしの警備計画を別添のとおり制定し、平成17年１月１日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

別添

原子力災害警備計画

第１　総則

１　目的

本計画は、県内及び隣接都県で原子力災害（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第２条第１号に規定する原子力災害をいい、同法第10条第１項に規定する事象を含む。以下同じ。）が発生した場合における必要な措置を定めることにより、迅速的確な警察活動の実施を図り、もって県民の生命、身体及び財産の保護並びに県内の治安維持に万全を期することを目的とする。

２　準拠規定

原子力災害に対する措置に当たっては、本計画によるほか災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、原子力災害対策特別措置法、国家公安委員会・警察庁防災業務計画（原子力災害対策編）、埼玉県地域防災計画（埼玉県防災会議策定）、突発重大事案発生時の初動措置要綱（平成８年埼例規第29号・務・備。以下「初動措置要綱」という。）その他関係法令の定めるところによる。

３　基本方針

平素における準備の万全を期し、原子力災害の発生に際しては、関係機関と連携を図り事故概要の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、避難誘導、救出救助、交通規制等必要な災害警備活動を実施するものとし、これらの活動に際しては警察職員の被ばく防止を図りながら必要な措置を講ずるものとする。

４　原子力災害発生時における警察の任務は、次のとおりとする。

(1)　事故状況の把握

(2)　立入禁止区域の設定

(3)　交通規制区域の決定及び緊急交通路の確保

(4)　屋内退避及び避難誘導

(5)　周辺住民等への情報伝達活動

(6)　犯罪の予防等社会秩序の維持

(7)　その他必要な警察活動

５　原子力関係機関との連絡協調

核燃料物質使用許可事業所を管轄する警察署（以下「管轄警察署」という。）及び関係所属の長は、原子力関係機関と平素から緊密な連携を図り、原子力災害発生時の諸対策及び措置について相互に確認し、必要により協定を結ぶなど原子力災害発生に際して協力を得られるようにしておくこと。

6　職員の心構え

職員は、平素から原子力に関する知識の習得に努めるとともに、原子力災害が発生した場合には、迅速的確な措置がとれるよう心掛けておくこと。特に、初期臨場者による被害状況の把握が極めて重要であることを認識し、被害の把握、報告要領を研さんすること。

第２　平素の措置

1　基礎調査

(1)　管轄警察署にあっては、原子力災害発生時において迅速的確な警備措置が講じられるよう、当該事業所の基礎調査を行い、資料を整備しておくこと。

(2)　事業所側との夜間、祝祭日等における連絡網を確立しておくこと。

なお、核燃料物質使用許可事業所に対する具体的な資料作成については、別途通知する。

2　装備資機材の点検整備

平素から装備資機材の取扱いの習熟及び点検整備に努めること。

3　避難措置の確認

(1)　適切な避難場所、範囲を選定しておくこと。

(2)　避難指示の伝達方法、誘導方法について検討しておくこと。

第３　初動措置体制

原子力災害発生時の初動措置体制は、初動措置要綱の規定による。

第４　原子力災害発生時の措置

1　原子力災害発生時の通報・受理

原子力災害が発生した際には、次により通報がなされるので、聴取事項に沿って漏れなく聴取すること。

(1)　事案発生通報

ア　核燃料物質使用許可事業所での発生の場合

当該事業所による110番通報又は管轄警察署若しくは生活安全部保安課（以下「保

安課」という。）への直接通報

イ　核燃料物質等輸送中の発生の場合

当該輸送の運行責任者等による110番通報（高速道路上の場合は高速道路上の非常電話により高速道路管理室を経由して交通部高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）への通報）又は核燃料物質輸送事業者の本部を経由しての警備部警備第二課（以下「警備第二課」という。）への通報

(2)　聴取事項

ア　届出者の氏名、以後の連絡先等

イ　事故発生日時、場所

ウ　事故の原因及び状況

エ　死傷者、汚染者及び被ばく者の有無

オ　被害の拡大及び危険性の有無

カ　事業者等が講じた措置

キ　その他必要な事項

2　受理後の措置

(1)　地域部通信指令課、管轄警察署又は高速隊において受理した場合は、直ちに前記1(2)の聴取事項を生活安全部保安課長（以下「保安課長」という。）及び警備部警備第二課長（以下「警備第二課長」という。）に連絡すること。

(2)　保安課長及び警備第二課長は、警察庁及び関東管区警察局（夜間はそれぞれの当直）へ速報すること。

(3)　警備第二課長は、管轄警察署の署長に対し、状況に応じた交通規制等を実施させるとともに、直ちに関係行政機関と協議し、住民の避難誘導等の措置を講じさせること。

3　現場活動に伴う初動措置

(1)　現場臨場

事故発生に際しては、現場付近のパトカー、管轄警察署の署員はもとより保安課及び警備第二課の課員を現場臨場させ、状況把握に努めること。この場合において、放射線被ばくを防止するため、必ず放射線防護資機材を携行し、関連機器等に不用意に接近することなく、現場責任者と接触して事故状況、意見、助言等を聴取すること。

(2)　放射線の測定

放射線防護資機材を活用するなど被ばく防止措置をとるとともに、放射線測定器による測定を行い、人的被害及び被害拡大の有無について危険性を判断すること。

(3)　負傷者の救護

現場に負傷者がいる場合は、二次被ばくに十分注意し、消防機関等とともに救護を行うこと。

(4)　住民避難誘導

有効な避難場所を選定するとともに、迅速かつ整然とした誘導を行うこと。

(5)　立入禁止区域の設定

立入禁止区域の設定範囲は、事故の態様により異なるが、警戒区域が設定されるまでは、広範囲に設定すること。

(6)　交通規制

警戒区域は立入禁止とし、発生場所を考慮した交通規制を実施するとともに、必要に応じて事故現場に通じる緊急交通路を確保すること。

(7)　現場広報活動

自治体等との連携を図り、広報車、拡声器等を活用した住民に対する現場広報活動を徹底すること。この場合において、広報内容は慎重を期し、統一あるものとすること。

一部改正〔平成20年第2725号、26年第741号、27年第774号、令和８年第736号〕

第５　経過措置

１　一般犯罪の予防

住民が避難した警戒区域内等の治安確保に努めること。

２　広報関係

(1)　報道機関への対応

ア　報道機関に対する広報は、原子力関係機関との連携のもと初動措置要綱第５の４に規定する広報対策に準じて適切に行うこと。

イ　関係自治体等との連携を密にし、正確な広報を実施すること。

(2)　問い合わせへの対応

各種問い合わせに対しては、適正、正確に対処すること。

(3)　流言飛語への対処

実際の状況と異なる流言飛語は、社会不安を増大させるものとなるため、原子力関係

機関等との連携のもと、正確な情報を積極的に広報して、混乱の発生防止を図ること。

実施日

この通達は、平成17年１月１日から実施する。

実施日　（平成17年３月29日務第657号）

この通達は、平成17年４月１日から実施する。

実施日　（平成20年９月30日務第2725号）

この通達は、平成20年10月１日から実施する。

実施日　（平成26年３月20日務第741号）

この通達は、平成26年４月１日から実施する。

実施日　（平成27年３月31日務第774号）

この通達は、平成27年４月１日から実施する。

実施日　（令和８年３月25日務第736号）

この通達は、令和８年４月１日から実施する。